



北本フィルムコミッションの利用について

北本市では地域の魅力発信及び集客増へ寄与するプロモーションの一環として、撮影に関する支援・協力を行っております。

市所有の施設等をご利用いただく制作者の方々は、以下の注意事項にご留意願います。記載項目に反する行為があった場合は、今後撮影支援のご提供はいたしかねます。

支援・協力を依頼する場合は、以下注意事項をご確認のうえ、撮影等依頼書（別記様式）に必要事項を記入し、北本フィルムコミッション宛に送付してください。

注意事項

- 1 撮影期間中に、故意または過失により市有施設等の施設、設備備品等を破損又は滅失せしめたときは、施設等管理者の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償していただきます。事前の保険加入を含め、制作者の責任において対応してください。

北本フィルムコミッションや各施設管理者等は過失のない限り、一切の責任を負いません。

なお台風等自然災害が予想される場合、撮影期間中であっても安全確保のため、一時使用を禁止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、民間が所有する施設、設備、備品等を破損又は滅失せしめたとき及び契約等については、所有者等と協議を行ってください。北本フィルムコミッションは、一切の責任を負いません。

- 2 地域住民等のクレームやトラブルが発生しないよう注意してください。騒音や夜間照明等により現場周辺住民生活への支障が想定される場合は、理解・協力が得られるように、必ず事前に地域住民等への説明をお願いいたします。

併せて、周囲の通行の安全確保を心掛け、通行の妨げとなる撮影や行為がないように配慮してください。万が一トラブルが発生した場合は制作者の責任において対応してください。

- 3 撮影等の中止及び予定日時の変更については、速やかに報告してください。
- 4 撮影にあたっては、施設、場所の管理者と十分に協議し、その指示や諸条件を厳守してください。
- 5 撮影等によって発生する諸費用については、制作者側で負担してください。
- 6 撮影等を終了した時点で、施設・場所の原状回復や清掃をお願いします。

[裏面に続く→](#)

- 7 市民エキストラを利用する場合、登録者の個人情報には撮影の目的以外に使用しないでください。
- 8 その他撮影に必要な関係法令等を遵守し、必要な手続きを行うこと。
- 9 撮影全体において危険防止策を講じ、安全を確保した上で撮影してください。
- 10 撮影場所及びクレジットについて、管理者及び所有者へ必ず事前に確認をしてください。
- 11 その他
 - ・ポスターなどの作品やロケ地の広報に使える資料の提供をお願いいたします。
 - ・北本フィルムコミッションの広報（ロケ風景、作品概要等を市公式HPやSNSへの掲載）へのご協力をお願いします。

上記のほかに、遵守事項がある場合には、それらを厳守してください。

なお、北本フィルムコミッションでは撮影支援の提供について、最大限協力しますが、施設、場所の管理者、撮影協力者から許可、同意が得られない場合もあります。あらかじめご了承ください。

北本フィルムコミッション事務局 (北本市産業観光課内) TEL 048-594-5530 (直通) FAX 048-592-5997 メール a03100@city.kitamoto.lg.jp
